## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

和歌山県田辺市長

#### 公表日

令和6年5月31日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	生活保護に関する事務 基礎項目評価書					
②事務の概要	①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理 ②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の 実施 ③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査 ④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定 ⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定 ⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き					
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
生活保護受給者ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の15、63の項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項					
4. 情報提供ネットワークシ	22.20					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第7号、別表第2の26項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 (情報提供の根拠)番号法第19条第7号、番号法別表第2の9項、10項、14項、16項、24項、26項、27項、28項、30項、31項、50項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、120の項田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健福祉部 福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26-4903					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26-4903

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年5月7日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年5月7日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	が重点項目評価書 が全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除	<b>(.)</b>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日		福祉課長 虎伏 務	福祉課長	事後	
令和1年7月1日	1 对家人釵 時点日	平成28年3月1日時点	令和1年6月25日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成28年3月1日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 田辺市役 所 保健福祉部福祉課 0739-26-4903	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26- 4903	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 田辺市役所 保健福祉部福祉課 0739-26-4903	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26- 4903	事後	
令和6年5月7日	□ 对家人剱 吁只口	令和元年6月25日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和元年6月25日時点	令和6年5月7日時点	事後	